

## 競馬法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し

一 競馬活性化計画の目的を「事業の経営基盤の強化を図る」こととすること。

二 競馬活性化計画の記載事項として、「競走体系の整備」及び「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を位置付けること。  
(第二十三条の七関係)

### 第二 地方競馬全国協会の業務の追加等

一 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の業務に、都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な支援を行うことを追加すること。  
(第二十三条の三十六等関係)

二 協会は、都道府県若しくは指定市町村又は競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、免許業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができることとすること。  
(第二十三条の三十六の二関係)

### 第三 地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化及び延長

一 協会が地方競馬の活性化を図るために行う業務に必要な資金を確保するため、令和四年度までの時限

措置とされている畜産振興勘定から競馬活性化勘定への資金の繰入措置を恒久化するとともに、令和四  
事業年度までの時限措置とされている日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競馬活性化勘定への資  
金の交付措置の期限を令和九事業年度までとすること。

(第二十三条の四十四第一項及び第二項、附則第八条等関係)

二 協会が競走馬の生産の振興を図るために行う業務に必要な資金を確保するため、令和四事業年度まで  
の時限措置とされている日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競走馬生産振興勘定への資金の交付  
措置を恒久化すること。  
(第二十三条の四十四第三項、附則第八条等関係)

第四 競馬の円滑な実施を確保するために必要な措置の充実

日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村が競馬の円滑な実施を確保するため必要があると認め  
るときに必要な処分を行うことができるよう、政令委任事項等に「競馬の円滑な実施を確保するため必要  
な事項」を追加すること。  
(第二十四条等関係)

第五 罰則の強化

競馬関係者による勝馬投票券の購入又は譲受けに関する罰金を「百万円以下」から「二百万円以下」に

引き上げることとする。

(第三十三条関係)

## 第六 施行期日等

一 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三（「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に改める部分に限る。）については公布の日、第二の二、第四及び第五については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第二条から第四条まで関係)